

表－１ 風水害災害体制発令基準

<p>注意体制 (第1号)</p>	<p>(イ) 大雨、洪水に関する注意報が発令され、対策部長が必要と認めたとき (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、淀川流域に影響があると予想されるとき (ハ) 水閘門等の洪水警戒体制をとる必要があるとき (ニ) 対策部長が必要と認めたとき</p>
<p>注意体制 (第2号)</p>	<p>(イ) 淀川枚方上流域平均累加雨量が50mmになり、さらに降雨の継続が予想されるとき (ロ) 宇治川、桂川および木津川のいずれかの流域平均累加雨量が70mmになり、さらに降雨の継続が予想されるとき (ハ) 枚方水位観測所の水位が±0.00mを越すと予想されるとき (ニ) 高潮区域にあっては高潮注意報が発令されたとき、または大阪湾潮位がO.P+2.5mを越す恐れのあるとき (ホ) 河川公園の巡視、施設撤去のために準備及び出動の必要があるとき (ヘ) 樋門・水門・排水機場・陸閘・止水壁(嵐山)で浸水防護のための操作の必要があるとき (ト) 淀川大堰において、主ゲートの操作の必要があるとき (チ) 河川関係風水害対策本部長(以下、「対策本部長」という)の指令があったとき (リ) 対策部長が必要と認めたとき</p>
<p>第一警戒体制</p>	<p>(イ) 大阪府において高潮に関する警報が発令されたとき (ロ) 淀川枚方上流域平均累加雨量が50mmになり、大雨、洪水に関する警報が発令されたとき (ハ) 宇治川、桂川および木津川のいずれかの流域平均累加雨量が70mmになり、京都府南部のいずれかの地域において大雨、洪水に関する警報が発令されたとき (ニ) 通報指定水位観測所及び直轄災害対応基準水位観測所において、水防団待機水位を突破するか、または突破することが確実であると予想されるとき (ホ) 水防活動を行う必要があると予想されるとき (ヘ) 瀬田川洗堰の全開操作により宇治川において警戒の要するとき(洪水後の後期放流や施設操作を伴わない時は注意体制へ移行) (ト) 対策本部長から第一警戒体制の指令があったとき (チ) 対策部長が第一警戒体制をとる必要があると判断したとき</p>
<p>第二警戒体制</p>	<p>(イ) 通報指定水位観測所及び直轄災害対応基準水位観測所において、氾濫注意水位を突破するか、または突破することが確実であると予想されるとき(第一警戒体制の(ヘ)の場合を除く) (ロ) 大雨、洪水、高潮等により河川管理施設等に被害が発生したとき (ハ) 兼用道路に係る交通規制の要請が予想されるとき (ニ) 対策本部長から第二警戒体制の指令があったとき (ホ) 対策部長が第二警戒体制をとる必要があると判断したとき</p>
<p>非常体制</p>	<p>(イ) 通報指定水位観測所及び直轄災害対応基準水位観測所において、計画高水位を突破したとき (ロ) 破堤氾濫等により甚大な被害が発生したとき (ハ) 対策本部長から非常体制の指令があったとき (ニ) 対策部長が非常体制をとる必要があると判断したとき</p>

※ 対策部の体制発令状況は、近畿地方整備局のホームページにて公表される

表－１ 地震災害体制発令基準

	発 令 基 準
注 意 体 制	<p>(イ) 気象庁が大阪市において震度４を発表したとき</p> <p>(ロ) 気象庁が大阪府北部、又は京都府南部において震度５弱を発表したとき</p> <p>(ハ) 気象庁が大阪府において津波注意報を発表したとき</p> <p>(二) 河川関係地震災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）の指令があったとき</p> <p>(ホ) 対策部長が必要と認めたとき</p> <p>(ヘ) 気象庁が大阪府北部、又は京都府南部において震度４を発表した場合で、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>①出水により水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達する恐れがある場合 なお、対象観測所は、はん濫注意水位が設定されている全観測所とする。</p> <p>②直前に発生した地震または出水、もしくはその他原因により既に河川管理施設または、許可工作物が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合</p>
警 戒 体 制	<p>(イ) 気象庁が大阪市において震度５弱または５強を発表したとき</p> <p>(ロ) 気象庁が大阪府北部、又は京都府南部において震度５強を発表したとき</p> <p>(ハ) 気象庁が大阪府において津波警報を発表したとき</p> <p>(二) 地震により河川管理施設等に被害が発生したとき（二次被害の恐れが無い時）</p> <p>(ホ) 対策本部長の指令があったとき</p> <p>(ヘ) 対策部長が必要と認めたとき</p>
非 常 体 制	<p>(イ) 気象庁が大阪府北部、又は京都府南部において震度６弱以上を発表したとき</p> <p>(ロ) 地震により河川管理施設等に被害が発生し、二次被害の恐れがあるとき</p> <p>(ハ) 気象庁が大阪府において大津波警報を発表したとき</p> <p>(二) 対策本部長の指令があったとき</p> <p>(ホ) 対策部長が必要と認めたとき</p>

※ 対策部の体制発令状況は、近畿地方整備局のホームページにて公表される